

平成 31 年 4 月 8 日
厚生労働省

前回部会（第 100 回人口・社会統計部会）において 追加説明等を求められた事項への回答

① 本社一括調査の実施状況について

- 本社一括調査については、これまで調査対象事業所全体のうち何%程度で実施されてきているのか。また、これまで本社一括調査はどのような企業を対象に実施されてきているのか。

(回答)

【これまでの状況】

○調査対象事業所の抽出方法

事業所母集団データベースを母集団とし、都道府県、産業及び事業所規模別に層化し、層ごとに抽出数を定め、事業所を単位として無作為抽出を行う。

調査対象事業所の抽出に当たっては、後述する一括送付の実施の対象か否かは考慮されない。同一企業内で、調査対象事業所が複数となる場合がある。

○実績

平成 30 年調査 1,339 社、7,615 事業所

※調査対象事業所 78,203 事業所のうち約 9.7%

※うち、全国単位での運用が行われていたものは 42 社、2,540 事業所

○運用実態

(1) 都道府県単位での運用

①各都道府県労働局は、管内の調査対象事業所に調査票を配布

②本社でなければ調査事項の回答が困難である等の理由により、調査対象事業所が本社からの回答を認めるよう管轄の労働局に申し出た場合、都道府県労働局は、未回収となることを避けるため、当該事業所・本社と調整の上、当該申出を承認

③本社から、傘下の事業所を管轄する当該労働局に調査票を提出

※) 調査票配布先として本社を希望する場合は、申出があった翌年の調査から、当該労働局が調査対象事業所の調査票を一括して本社に配布し、本社からの提出を認めている。

(2) 全国単位での運用

上記(1)の企業の傘下の調査対象事業所が複数都道府県にまたがる場合、

- ①当該事業所管轄の労働局は本省に上記(1)②の申出を報告。翌年度、本省は企業本社から回答せざるを得ない調査対象事業所を本社に確認
- ②本省は各労働局に傘下事業所の調査票を本社に配布するよう指示、労働局が調査票を本社に配布
- ③本社から、傘下の事業所を管轄する労働局に調査票を提出

*賃金構造基本統計調査規則(昭和39年労働省令第8号)において、本調査の報告義務者は各調査対象事業所の事業主(事業を事実上管理するもの)とされており、本社も含まれるものと解している。

【平成31(2019)年調査の計画】

○事業所の抽出方法

従来の方法と同じ

○手続

厚生労働省ホームページにて希望する企業を募集し、申請のあった企業を厚生労働大臣が一括調査企業に指定する。

*報告義務者は厚生労働大臣の指定を受けた一括調査企業の代表者。

○配布・回収の方法

配布：厚生労働省から一括調査企業の本社に対し、傘下の調査対象事業所リスト及び調査対象事業所全ての調査票を送付する。

回収：企業本社は、調査票に回答し、厚生労働省に提出する。

○一括調査対象の企業数の見込み

約1,400社

② 再集計可能な範囲について

- 今後予定される調査結果の推計方法の見直しに伴い、母集団復元に必要な回収率等の算定のために必要となる調査対象名簿については、どこまで遡って保存・保管されているのか。

(回答)

回収率を加味した再集計に当たり必要となる抽出基本表（都道府県、産業、事業所規模別の抽出層毎に母集団事業所数及び調査対象事業所数を集計したもの）については、現時点で確認できている限りでは、平成14～30年について存在を確認している（平成14～17、21年は紙媒体のみ、それ以外は電子媒体）。

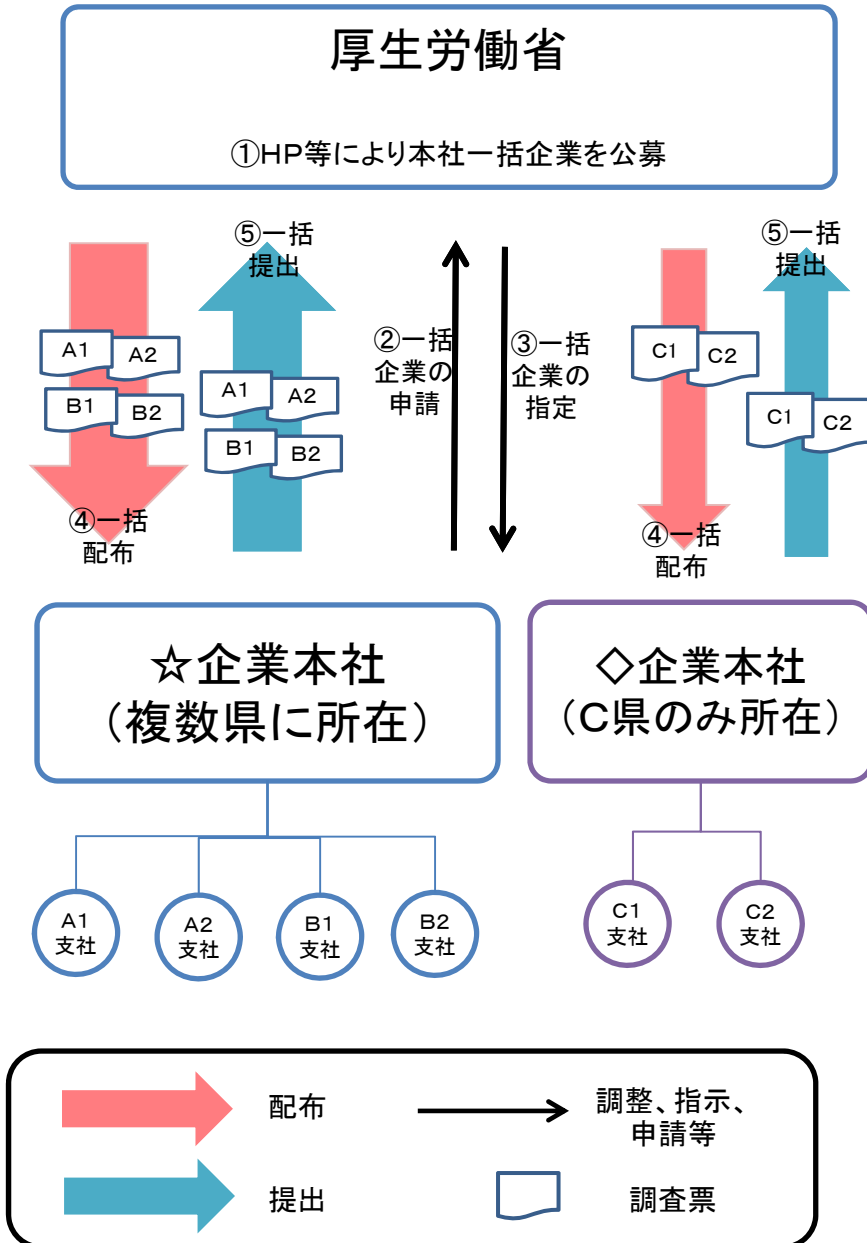
なお、調査対象名簿は、現時点で確認できている限りでは、平成18～19年、21～30年について存在を確認している（全て電子媒体）。

今後、総務省において「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」が改正されると承知している。その改正にあわせて、厚生労働省における調査票情報等の管理要領等を見直して、再現性の確保に必要な情報の取扱いを明記するとともに、これらの情報の適切な保管が確保されるよう、必要な検討を行ってまいりたい。

(以 上)

本社一括調査の概要

2019年調査の計画



これまでの状況

